

# 外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、外国人介護人材受入施設等環境整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 第2 目的

介護業務に従事する又はしようとする外国人介護人材が円滑に就労し、職場定着できるようにする。また、介護福祉士養成施設に在籍する外国人留学生に質の高い教育を提供し、介護福祉士試験に合格できるよう支援する。

## 第3 基金事業者

群馬県内の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者（以下、「介護サービス事業者」という。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に定める学校又は養成施設（以下、「介護福祉士養成施設」という。）とする。

## 第4 基金事業の内容等

### （1）事業の内容

次のア又はイの取組にかかる経費の一部を補助する。

ア 外国人介護人材を雇用する（雇用予定を含む。）介護サービス事業者が行う次の取組

#### ① 外国人介護職員とのコミュニケーションの促進

- ・外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等と行うオンラインによる通話
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成
- ・介護業務マニュアルの翻訳
- ・多言語翻訳機の購入又はリース
- ・外国人介護職員の日本語学習（日本語講師による教育等）
- ・日本人介護職員の異文化理解に資する教育・研修の受講
- ・日本人介護職員の介護技能実習評価者養成講習の受講
- ・その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に必要と考えられる取組

#### ② 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援

- ・教材の購入、外部講習等の受講、日本語講師による教育

- ・その他外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要と考えられる取組
- ③ 外国人介護職員の生活支援
  - ・孤立防止やホームシック等のメンタルケア
  - ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催
  - ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考えられる取組
- イ 介護福祉士試験を受験する意志を有する外国人留学生在が在籍する介護福祉士養成施設が行う留学生への教育の質の向上に必要な取組
  - ・留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成
  - ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成
  - ・教員の異文化理解に資する教育・研修の受講
  - ・その他留学生への教育の質の向上に必要と考えられる取組

(2) 補助対象経費、補助基準額及び補助金額は次のとおりとする。

基金事業者	補助対象経費	補助基準額	補助金額
介護サービス事業者、介護福祉士養成施設	①報酬 ②共済費 ③賃金 (①から③は外国人介護職員の生活支援に必要な経費に限る。) ④報償費 (1時間当たりの単価は10,000円を上限とし、対象時間は研修時間のほか、必要に応じ、打合せ等の拘束時間を含めて差し支えない。) ⑤旅費 ⑥食糧費 ⑦消耗品費 ⑧印刷製本費 ⑨通信運搬費 ⑩広告料 ⑪手数料 ⑫保険料 ⑬使用料及び賃借料 ⑭負担金 ⑮備品購入費(多言語翻訳機に限る。)	300,000円 (1施設あたり)	補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して低い方の金額に2/3を乗じて得た額。 ただし、1,000円未満に端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

	⑩委託料		
	⑪その他知事が必要と認める経費		

(3)「群馬県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けており、本事業の補助対象経費と重複する場合は補助対象としない。

## 第5 交付申請

要綱第6条に定める補助金交付申請書（別記様式第3号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業計画書（別紙様式1）
- (2) 外国人介護職員の雇用契約書（介護サービス事業者の場合に限る。）  
（雇用予定の場合は、雇用予定であることを証明する書類）
- (3) その他知事が必要と認める書類

## 第6 実績報告

要綱第10条に定める補助金実績報告書（別記様式第5号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業実績報告書（別紙様式2）
- (2) その他知事が必要と認める書類

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別途協議して決定するものとする。

### 附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

この要領は、令和5年5月24日から施行する。